

令和 7 年度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
議 案

議 第 313 号 産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について

令和 7 年 1 月 12 日

(議第313号)
大計建企第283号
令和7年10月24日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉名光市様

特定行政庁

大阪市長 横山英幸

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
敷地の位置について（付議）

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書
の規定により付議します。

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置等は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	大阪市 西淀川区 中島 二丁目 1番2の 一部	6,021.34 m ²	処理能力（一日あたり） 廃プラスチック類の破碎施設 81.0 t 木くずの破碎施設 190.0 t がれき類の破碎施設 処理施設① 2,402.4 t 処理施設② 683.0 t

理 由

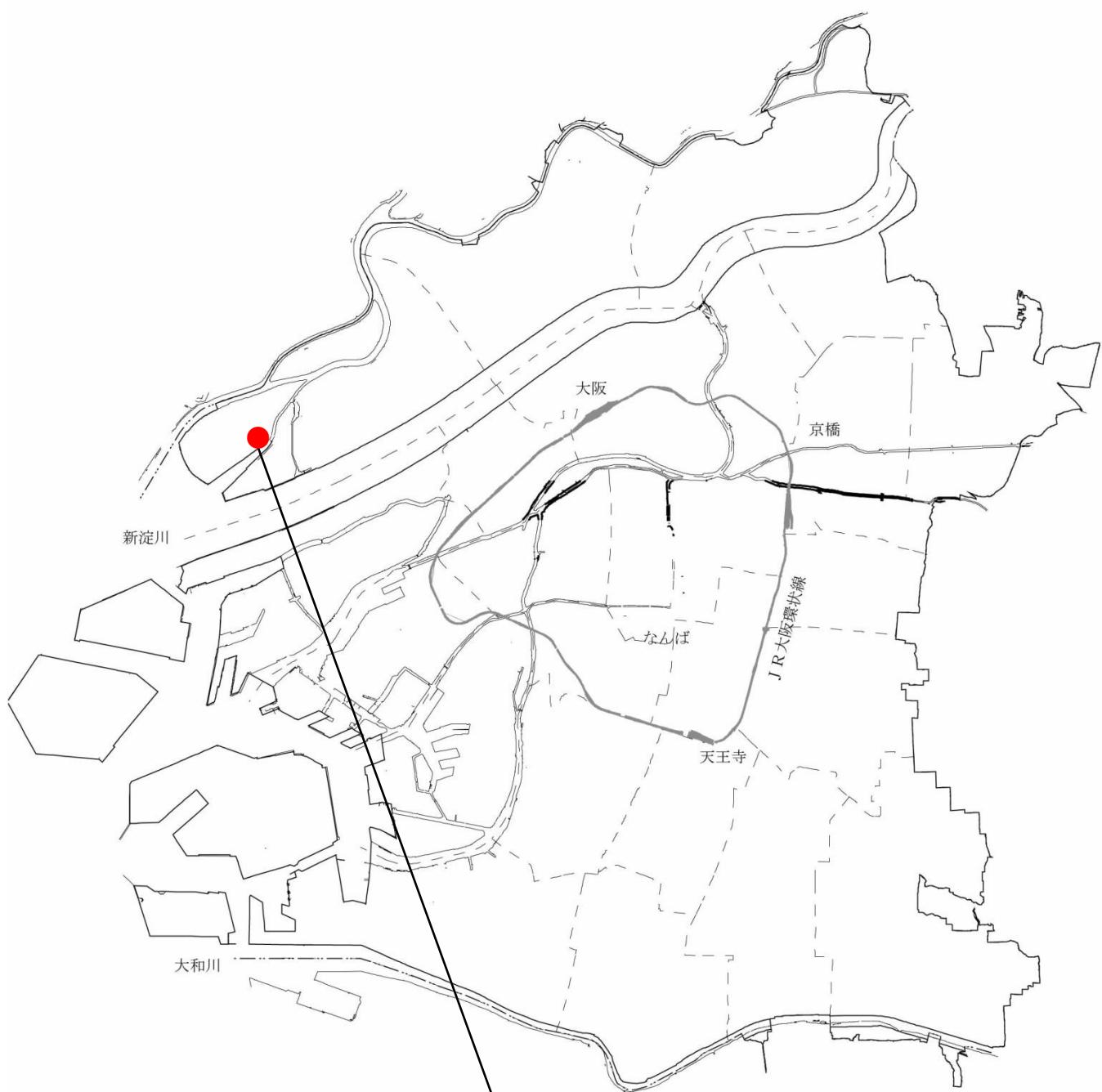
廃プラスチック類の破碎施設及び木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設				
位 置		大阪市西淀川区中島二丁目1番2の一部				
敷地面積		6,021.34 m ²				
地域地区		工業専用地域（建蔽率10分の6、容積率10分の20） 建築基準法第22条区域				
施設の概要	主要用途		産業廃棄物処理施設			
	建築物	建築物用途	産業廃棄物破碎処理施設	瓦礫類破碎施設	その他（4棟）	合計
		建築面積（m ² ）	1,795.50	1,668.70	73.40	3,537.60
		延べ面積（m ² ）	1,941.74	1,668.70	136.78	3,747.22
		構造・階数	鉄骨造 2階建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2階建他	—
	処理能力		廃プラスチック類の破碎施設 81.0 t／日			
			木くずの破碎施設 190.0 t／日			
			がれき類の破碎施設 処理施設① 2,402.4 t／日 処理施設② 683.0 t／日			
	最終処分方法		資源として再利用を基本とし、 再利用できない廃棄物については最終処分場にて処理する			
	備 考					

位置図



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置

説明図

